

社会福祉法人 ナーランダ学園  
役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ナーランダ学園（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与其他職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用弁償とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む）等の経費をいう。

(業務の種類)

第3条 この法人の業務の種類は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会・評議員会への出席
- (2) 監事による監査又は臨時監査
- (3) 評議員選任・解任委員会への出席
- (4) その他理事長が必要と認めた業務

(報酬の支給)

第4条 この法人は、職務執行の対価としての報酬は、無報酬とする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、第3条の(1)、(2)、(3)の業務の場合は、費用弁償として1日当たり日額2,000円を支払うものとする。

2 第3条の(4)の場合は、「みのりこども園 旅費規程」「別表1」を準用し、園長の旅費に相当する額の旅費を支給することができる。

3 前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(適用除外)

第6条 この法人は、理事長及び理事長と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者、施設職員であつて法人役員を兼務するものについては、第3条の(1)、(3)の業務の場合は、この規程は適用しない。

ただし、第3条の(4)の業務の場合で、出張等で当該業務を施設外で行う場合は、この限りではない。

(改正等)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。